

## 役員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人THANKYOU FUND（以下「法人」という）の定款第18条第3項の規定に基づき、定款第12条第1項に定める役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 報酬等とは、報酬、手当その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給および支払時期)

第3条 役員への報酬等の支給については別表1に定める。

- 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する金融機関の口座に振り込むことができる。

### (費用)

第4条 役員が出張をする場合は、鉄道・船舶・航空・車により最も合理的な旅程に応じ、実費相当の運賃により支給する。

- 役員が宿泊をとまなう出張をする場合は、最も合理的な宿泊先に応じ、実費相当の宿泊料を支給する。
- 役員が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該実費相当の費用を支給する。
- 前3項の規定に定める役員に支給すべき運賃、宿泊料その他費用について、この法人が支払いをした場合は、これらの規定は適用しない。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の承認を受けて行う。

### (附則)

この規程は令和4年4月1日より施行する。

別表1 役員への報酬等支給額および支払時期

理事	支給しない。
監事	支給しない。ただし、監事監査に対する報酬として1回につき10,000円を、監事監査実施後1か月以内に支払う。